

会 議 の 経 過

開 議 午前 1 0 時 0 0 分

令和 8 年 5 月 8 日

議 長（高橋拓生君）

ただいまから、令和 8 年平泉町議会定例会 5 月会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

2 ページをお開き願います。

本定例会 5 月会議に町長から提出された議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり受理したので報告いたします。

3 ページをお開き願います。

次に、説明員として出席する者の職氏名を一覧表にしてお手元に配付しておきましたからご了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

町長から人事紹介の申し出がありましたので、これを許します。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

それでは、議長よりお許しいただきましたので、発言させていただきます。

4 月 1 日付で、人事異動により異動した幹部職員を紹介いたします。

副町長及び教育長から紹介をいたしますので、よろしくお願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

菅原副町長。

副町長（菅原幹成君）

私のほうから、異動した町長部局の幹部職員を紹介いたします。

税務課長兼出納室長兼会計管理者、千葉数馬です。

税務課長兼出納室長兼会計管理者（千葉数馬君）

よろしくお願いいたします。

副町長（菅原幹成君）

子育て支援課長、千葉直子です。

子育て支援課長（千葉直子君）

よろしくお願いいたします。

副町長（菅原幹成君）

二葉きらり園長、千葉真由美です。

二葉きらり園長（千葉真由美君）

よろしくお願いいたします。

副町長（菅原幹成君）

長島こども園長、菊地広美です。

長島こども園長（菊地広美君）

よろしくお願いいたします。

副町長（菅原幹成君）

以上で、町長部局の職員の紹介を終わります。

議 長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

私からは、異動した教育委員会部局の幹部職員を紹介いたします。

まず、教育次長、高橋国博です。

教育次長（高橋国博君）

よろしくお願いいたします。

教育長（吉野新平君）

続きまして、平泉文化遺産センター館長兼世界遺産推進室長、小野寺崇です。

平泉文化遺産センター館長兼世界遺産推進室長（小野寺崇君）

よろしくお願いいたします。

教育長（吉野新平君）

以上で、教育委員会部局の職員の紹介を終わります。

議 長（高橋拓生君）

以上で、人事の紹介を終わります。

これから本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定いたしました。

直ちに日程に入ります。

議 長（高橋拓生君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番、氷室裕史議員、5番、阿部圭二議員を指名いたします。

議 長（高橋拓生君）

日程第２、会議期間の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会５月会議の会議期間は、本日１日限りにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、会議期間は本日１日限りと決定いたしました。

議 長（高橋拓生君）

ここで、説明員及びその委任を受けた説明員の方々の退席を求めます。

暫時休憩といたします。

休憩 午前１０時０４分

再開 午前１０時０５分

議 長（高橋拓生君）

再開いたします。

日程第３、常任委員の選任についてを行います。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第６条４項の規定により、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、常任委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

なお、議長は、議会全体を統理する立場から常任委員を辞退したいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

委員長及び副委員長が決まっておりますので、議長において直ちに各常任委員会を招集いたします。

総務教民常任委員会の会議場所は正副議長室、産業建設常任委員会の会議場所は委員会室１において、広報広聴常任委員会の会議場所は委員会室２において、それぞれ委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 06 分

再開 午前 10 時 28 分

議長（高橋拓生君）

それでは、再開いたします。

日程第4、常任委員長及び副委員長の互選結果について事務局長に報告させます。

議会事務局長（小原真弓君）

それでは、常任委員長及び副委員長の互選結果について報告をいたします。

総務教民常任委員長、11番、升沢博子議員、総務教民常任副委員長、2番、千葉多嘉男議員、産業建設常任委員長、6番、三枚山光裕議員、産業建設常任副委員長、3番、大友仁子議員、広報広聴常任委員長、4番、氷室裕史議員、広報広聴常任副委員長、3番、大友仁子議員。

以上です。

議長（高橋拓生君）

以上、事務局長の報告のとおり、委員長、副委員長が選任されました。

議長（高橋拓生君）

日程第5、議会運営委員会の委員の選任についてを行います。

お諮りします。

議会運営委員会の選任は、委員会条例第6条第4項の規定により、3番、大友仁子議員、4番、氷室裕史議員、6番、三枚山光裕議員、9番、佐藤孝悟議員、11番、升沢博子議員を議会運営委員会にそれぞれ指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました議員を議会運営委員会に選任することに決定いたしました。

委員長及び副委員長が決まっておりますので、議長において、直ちに議会運営委員会を招集いたします。正副議長室において、委員長、副委員長の互選を行います。よろしくお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 31 分

再開 午前 10 時 43 分

議 長（高橋拓生君）

それでは、再開いたします。

日程第 6、議会運営委員会委員長及び副委員長の互選結果についてを事務局長に報告をさせます。

議会事務局長（小原真弓君）

それでは、議会運営委員会委員長及び副委員長の互選結果について報告いたします。

議会運営委員会委員長、9 番、佐藤孝悟議員、議会運営委員会副委員長、3 番、大友仁子議員です。

議 長（高橋拓生君）

以上、事務局長の報告のとおり委員長、副委員長が選任されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 1 0 時 4 4 分

再開 午前 1 0 時 5 7 分

議 長（高橋拓生君）

それでは、おそろいですので再開いたします。

日程第 7、報告第 2 号、平泉町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についてを議題といたします。

町長より報告を求めます。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

それでは、報告第 2 号の専決処分につきましてご説明申し上げます。

議案書 3 ページをお開き願います。

報告第 2 号、平泉町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についてでございます。

議案書 4 ページをお開き願います。

専決処分の内容につきましては、専決処分書の理由にございますが、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令並びに地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部を改正する省令、地方税法施行規則の一部を改正する省令、地方税法施行規則の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和 8 年 3 月 31 日にそれぞれ施行されたことに伴い、平泉町町税条例の一部を改正する必要が生じたため、専決処分をしたものでございます。

それでは、議案書 5 ページから 15 ページにわたって記載してございます平泉町町税条例の一部を改正する条例の改正内容についてご説明申し上げます。

このたびの地方税制改正におきましては、物価高への対応として中低所得者層に配慮した課税最低限の引上げが図られたとともに、設備投資の促進や賃上げを後押しする税制措置の見直し、

税負担の公平性の確保のための課税の適正化、自動車関係税制における環境性能割の廃止など、制度の簡素化、さらに固定資産税に係る新築住宅の減額措置やバリアフリー改修、再生可能エネルギー設備等に対する特例措置の見直し及び延長が講じられたことに伴い、地方税法等が改正されたことから、平泉町町税条例等の一部を改正するものであります。

改正の主な内容ですが、まず軽自動車税につきましては、環境性能割を令和8年3月31日をもって廃止し、種別割を中心とした制度へ移行するため、環境規定の整備を行うものであります。

次に、個人住民税につきましては、地方所得控除の最低保障額を「65万円」から「74万円」に、独り親控除を「30万円」から「33万円」に、それぞれ引き上げる見直しが行われるとともに、ふるさと納税制度について、控除上限額の設定や寄附金活用割合を60%以上とする基準の導入など、制度の見直しが行われるものであります。

次に、固定資産税関係では、新築住宅に係る減額措置について、床面積要件の下限を50平方メートルから40平方メートルに引き下げる見直しや適用期限の延長、バリアフリー改修に係る特例の拡充、さらに家屋の免税点を「20万円」から「30万円」に、償却資産の免税点を「150万円」から「180万円」に引き上げる見直しを行うものであります。

また、国民健康保険税につきましては、医療分の課税限度額を「66万円」から「67万円」に引き上げ、後期高齢者支援金分26万円、介護分17万円と合わせて合計「109万円」から「110万円」とするものであります。

あわせて、新たに、子ども・子育て支援金に係る課税区分を設け、その課税限度額を3万円とし、総額は113万円となります。さらに、軽減判定所得を引き上げるとともに、18歳以下の子どもに係る子ども・子育て支援金均等割額の税額軽減を講じるものであります。

以上、今回の地方税制改正に伴う町税条例に関連する主な改正点を申し上げましたが、地方税法等の一部を改正する法律等が令和8年3月31日に公布され、一部を除き同年4月1日から施行されたことから、平泉町町税条例の一部を改正するものであります。令和8年3月31日をもって、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分したところであります。

以上でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（高橋拓生君）

以上で、報告を終わります。

ただいまの報告は議決を必要とするものではありませんが、特に質問があれば発言願います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

なければ、次に進行いたします。

議長（高橋拓生君）

日程第8、報告第3号、令和7年度平泉町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の報告についてを議題といたします。

町長より報告を求めます。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

それでは、報告第3号の専決処分につきまして、ご説明申し上げます。

議案書16ページをお開き願います。

報告第3号、令和7年度平泉町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の報告についてでございます。

議案書17ページをお開き願います。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定されている町長の専決事項について、令和8年3月31日に、次のとおり専決処分したものでございます。

令和7年度平泉町一般会計補正予算（第11号）。

令和7年度平泉町一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,314万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億7,531万円とする。

繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許費の変更は、第2表繰越明許費補正による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正による。

議案書18ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の補正額でご説明申し上げますが、款項同額の場合は項の補正額で説明をいたします。

初めに、歳入でございます。

1 款町税、3 項軽自動車税28万3,000円。

2 款地方譲与税143万2,000円の減、1 項地方揮発油譲与税74万6,000円の減、2 項自動車重量譲与税77万2,000円の減、3 項森林環境譲与税8万6,000円。

3 款利子割交付金、1 項利子割交付金85万3,000円。

4 款配当割交付金、1 項配当割交付金33万1,000円。

5 款株式等譲渡所得割交付金、1 項株式等譲渡所得割交付金182万9,000円。

6 款法人事業税交付金、1 項法人事業税交付金44万5,000円の減。

7 款地方消費税交付金、1 項地方消費税交付金1,341万1,000円。

8 款環境性能割交付金、1 項環境性能割交付金14万5,000円。

9 款地方特例交付金、2 項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金1,000円の減。

10 款地方交付税、1 項地方交付税2,103万3,000円、これは特別交付税でございます。

11 款交通安全対策特別交付金、19 ページでございます。1 項交通安全対策特別交付金9万4,000円。

14款国庫支出金2,542万5,000円の減、1項国庫負担金241万9,000円の減、2項国庫補助金2,324万2,000円の減、これには、特別史跡無量光院跡公有化事業補助金951万6,000円の減額が含まれております。3項委託金23万6,000円。

15款県支出金1,089万3,000円の減、1項県負担金80万6,000円の減、2項県補助金880万3,000円の減、これには、いわて暮らし応援事業費補助金178万9,000円の減額が含まれております。3項委託金128万4,000円の減。

17款寄附金、1項寄附金597万1,000円の減、これには企業版ふるさと寄附金1,000万円の減額が含まれております。

18款繰入金、2項基金繰入金6,364万3,000円の減、これには、財政調整基金繰入金6,361万3,000円の減額が含まれております。

20款諸収入、5項雑入8万7,000円。

21款町債、1項町債340万円の減、これは道路橋梁改良事業でございます。

歳入合計補正額7,314万4,000円の減。

次に、議案書20ページをお開き願います。

歳出でございます。

2款総務費2,843万1,000円の減、1項総務管理費2,731万9,000円の減、これには、まち・ひと・しごと創生推進基金積立金1,010万円の減額が含まれております。3項戸籍住民基本台帳費1,000円の減、4項選挙費98万6,000円の減、5項統計調査費12万5,000円の減。

3款民生費1,394万3,000円の減、1項社会福祉費265万2,000円の減、2項児童福祉費1,129万1,000円の減、これには、他市町村措置依頼児童委託費400万円の減額が含まれております。

4款衛生費、1項保健衛生費6,000円の減。

6款農林水産業費、1項農業費22万円の減。

7款商工費、1項商工費62万4,000円の減。

8款土木費1,264万4,000円の減、2項道路橋梁費1,261万6,000円の減、これには、橋梁補修工事費1,244万1,000円の減額が含まれております。4項都市計画費2万8,000円の減。

9款消防費、1項消防費5,000円の減。

10款教育費1,727万1,000円の減、2項小中学校費96万1,000円の減、3項中学校費1万9,000円の減、4項幼稚園費62万9,000円の減、5項社会教育費1,566万2,000円の減、これには、建物移転補償金906万4,000円の減額が含まれております。

歳出合計補正額7,314万4,000円の減。

次に、議案書21ページをお開き願います。

第2表繰越明許費補正でございます。

変更でございます。2款総務費、1項総務管理費、生活応援商品券配布事業につきまして、補正前の金額3,497万4,000円を補正後の金額3,498万4,000円に変更しようとするものでございます。

次に、議案書22ページをお開き願います。

第3表地方債補正でございます。

変更でございます。起債の目的、道路橋梁改良事業につきまして、変更前の限度額6,560万円を変更後の限度額6,220万円に変更しようとするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、それぞれ変更前と同じでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

以上で、報告を終わります。ただいまの報告は議決を必要とするものではありませんが、特に質問があれば発言をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

なければ、次に進行いたします。

議長（高橋拓生君）

日程第9、議案第27号及び日程第10、議案第28号補正予算案件2件を一括議題といたします。

ここで、町長から発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、補正予算のご説明に入る前に議長からの許可をいただきましたので、発言をさせていただきます。

おわびでございます。

定額減税補正給付金に係る給付対象者の誤りについてであります。

本件につきましては、本来、支給すべき方に対し適切に給付を行うことができなかったものであり、結果として、行政に対する信頼を損なう事態を招きましたことを極めて重く受け止めております。対象となられた皆様に、本来、受けるべき給付を適切にお届けできず、ご負担とご迷惑をおかけしましたことに対し、また議会の皆様をはじめ、町民の皆様の信頼を損なう結果となりましたことについて、心より深くおわびを申し上げます。

また、本来、交付金を活用して対応すべきところを結果として、町単独財源により給付金529万及び事務費等合わせると計537万2,000円の補正予算を提案させていただくこととなりましたことについても、行政運営上、極めて重く受け止めております。

今後は、再発防止策を確実に実行するとともに、チェック体制についても実務レベルでの手順を明確し、各段階における確認の徹底を図るなど、運用の実効性を確保しながら適正な事務執行の徹底に努めてまいります。重ねて、このたびの事案につきまして深くおわびを申し上げます。申し訳ありませんでした。

それでは、補正予算案件2件につきましてご説明申し上げます。

議案書53ページをお開き願います。

議案第27号、令和8年度平泉町一般会計補正予算（第1号）でございます。

令和８年度平泉町の一般会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,387万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億2,787万2,000円としようとするものでございます。

次に、議案書63ページをお開き願います。

議案第28号、令和８年度平泉町水道事業会計補正予算（第１号）でございます。

第１条、令和８年度平泉町水道事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

第２条、令和８年度平泉町水道事業会計予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第１款水道事業収益91万7,000円、第１項営業収益2,212万6,000円の減、第２項営業外収益2,304万3,000円、第２款簡易水道事業収益34万3,000円、第１項営業収益825万5,000円の減、第２項営業外収益859万8,000円。

支出。

第１款水道事業費用、第１項営業費用91万7,000円。

第２款簡易水道事業費用、第１項営業費用34万3,000円、第３条予算第９条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は6,564万7,000円に改めようとするものでございます。

以上、提案いたします。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

議長（高橋拓生君）

これで説明を終わります。

お諮りします。

ただいま説明のあった議案につきましては、担当課長の補足説明を求め、議決したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定いたしました。

議案第27号、令和８年度平泉町一般会計補正予算（第１号）について担当課長の補足説明を求めます。

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

それでは、議案書53ページをお開き願います。

議案第27号、令和８年度平泉町一般会計補正予算（第１号）につきまして補足説明をさせていただきます。

本補正予算案につきましては、定額減税補足給付金の追加のほか、主に物価高騰の影響を受けている生活者への支援、事業者支援など、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した

事業の早期実施に必要な予算を計上するため、今議会に提案させていただくものでございます。

議案書54ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の補正額でご説明させていただきますが、款項同額の場合は項の補正額でご説明いたします。

初めに、歳入でございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金7,850万円。これは物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。

15款県支出金、2項県補助金1,595万8,000円。これは給食費負担軽減交付金でございます。

18款繰入金、2項基金繰入金351万7,000円。これは財政調整基金繰入金でございます。

20款諸収入、5項雑入1,410万3,000円の減。これは小学校給食費負担金でございます。

歳入合計補正額8,387万2,000円。

次に、議案書55ページをお開き願います。

歳出でございます。

3款民生費、1項社会福祉費1,096万2,000円。これには、定額減税補足給付金補完給付529万円、社会福祉施設等物価高騰対策支援金、障害者施設分175万4,000円、高齢者施設分383万3,000円が含まれております。

4款衛生費、1項保健衛生費3,581万8,000円。これには、省エネ家電買換購入促進費補助金400万円、水道事業会計補助金、物価高騰対応重点支援事業充当分3,164万1,000円が含まれております。

6款農林水産業費、1項農業費2,222万円。これには、物価高騰対応農業用機械等整備支援事業補助金450万円、肥料・農薬価格高騰対策支援事業補助金1,722万5,000円が含まれております。

7款商工費、1項商工費1,137万7,000円。これには、物価高騰対応事業継続臨時支援金1,075万円が含まれております。

10款教育費349万5,000円、2項小学校費119万7,000円。これは賄材料費でございます。3項中学校費229万8,000円。これは給食材料費負担金でございます。

歳出合計補正額8,387万2,000円。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで、担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

三枚山です。

歳出の補正予算の令和8年度の民生費です。社会福祉費についてであります。

説明もありました定額減税の補足給付の関係でありますけれども、529万円ですけれども、取りあえず2つほど。

1 つは、同様の誤り、あるいは同様ではなくても、この給付上の誤りというのはほかにはないのかと。いわゆる本来給付を受けるべき人が受けられなかったとか、あるいは給付を受けるべきでない人が受けたとか、そういった誤りというのは、ほかに例はないのかというのが一つ。

それから、なぜ町の財政かと。これ国の事業でありまして……

議 長（高橋拓生君）

三枚山議員、1 つずつ……

6 番（三枚山光裕君）

質問いいですか、では取りあえず、今その点について。

議 長（高橋拓生君）

千葉税務課長。

税務課長（千葉数馬君）

ほかの事例というのは、町内でのということでしょうか。全国的な事例ということですか。

令和7年度に実施いたしました、この定額減税の補足給付金、不足額給付金につきましてでございますが、全国的な誤りといったようなところでございますが、現時点で当課におきまして確認できているのは、誤支給であったり、給付対象者の誤り等々といったような自治体が全国的にも、やはり少なくとも複数の自治体で発生しているというようなことは確認しているというようなことでございますが、そういう全国的に何自治体があるかというような公的な集計値といったようなものは、見当たらなかったというようなことでございますし、県内におきましては当町と、新聞報道等ございました二戸市さんが、いわゆる誤支給といったようなところで、誤りといったようなところを現在確認しているというようなところでございます。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

6 番、三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

もう一つは、国の事業なわけでありますけれども、なぜ町費で給付する、国が出さないのかという点について伺います。

議 長（高橋拓生君）

千葉税務課長。

税務課長（千葉数馬君）

そもそもこちらにつきましては、まず国の事業といったようなところで今回進めてきたといったようなところでございますが、今回の件につきましては、当課におきまして、本来、対象とすべきでなかった要件につきまして対象としてしまったというようなことから、誤りが発生したというようなところでございます。それで、制度自体が複雑であったというような側面はございますが、いずれ今回の誤りにつきましては、要件の設定、整理であったり確認不足によるものではなかったかというようなところでございます。

それで、本来この事業につきましては、まず国の事業といったようなところで、国の交付金に

おきまして、昨年度であれば活用できたというようなところではございますが、今回の給付金につきましては、判定誤りによる追加給付といったような形になりますし、令和8年度に実施するといったようなところにもなりますので、今回、国の交付金を活用できず、令和8年度におきましては、町の単独の予算で対応するといったようなこととなってございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

6 番、三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

まず、誤りについてですけれども、私いろいろ聞きましたところ、近隣のところでも、実は本来支給されるべきでないところに交付されたと。本人も申し出たと。だけれども、制度上、戻せないというようなことを言われたということ。それから、本来、支給されるべき人がもらえていないというのもし聞きました。そういう点で、そちらには本来、支給されるべきでない人に支給したということは、国費が使われたわけですね。当町の場合は、いろいろ間違いに気づいて、間違ったのはよくなかったのだけれども、きちんと支給されるべき人にしなくちゃいけないということで、今回補正だということで、誤ったけれども、きちんとそこはやろうというふうになったと。

一方で、支給されるべき人でない人へ支給して、それはもらいっぱなしだった、本人が申し出ても。それは返せないということになっちゃったと。これ、非常におかしいと思うわけです。真面目に、平泉町は職員が頑張って、ではきちんと給付しよう。一方で、何かそこは多分、公に出ていないのですよ。うやむやになっているか、制度上しようがないのかなといえそうなのでしょう。令和6年ですか、令和7年度中にということで6月あたりから始まったりして、給料から差し引くとか、あるいはいろいろ対象者を明確にして、税務課がそこに手紙を送ったりということです。だから、制度そのものに、当時の岸田内閣が、専門家が複雑怪奇な制度だというふうにいったのも私は覚えておりますけれども、結局そういう制度だから誤りが起こり得るところなのです。だとすれば、国の責任というのは大きいと思うのですよ。令和8年度になったからということとは、どうも私は解せない。

それから、1年前だったと思います。会計年度任用職員の労働時間の短縮の問題がありました。そのときだったと思いますが、やっぱり税務課は忙しいと。今回の誤りについて、全国の誤った自治体では何でそうなったかということについて、とにかく制度が複雑だ、職員が足りない、それから国の方針が決まるのが遅くて時間がなかったというのを原因に挙げているわけです。

となると、やっぱり税務課の問題だけではないというところが明確だと思うのですよ。そういったことがはっきりしている中で、やはり何らかの形で、全国にあるのですよ、いっぱい。やっぱり国に対して、令和8年度になったからなんていうような、どうも私は解せない。でなければ、頑張っている職員が不条理で不合理な結果になるのではないかというふうに思います。そういう点で、そういった対応、いや国で出せと。それぐらい言っているのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉税務課長。

税務課長（千葉数馬君）

制度の複雑性といったようなところでございますが、今回の誤りにつきましては、やはり制度の複雑性といったようなところは、一定の要因にはなり得るものといったように否定はできませんけれども、本件の直接的な原因につきましては、やはり給付区分ごとの要件適用の範囲の整理であったり、あとは確認工程に不十分な点があったことにございます。

当町といたしましては、そういった制度環境に左右されない事務処理体制を構築することが重要であるものではないかなと考えてございまして、再発防止策を着実に実行してまいりたいと考えてございますし、また、この制度の在り方につきましては、国の責任において検討されるべきものでございますので、町といたしましては、その制度の下で、やはり適切に事務を執行する役割を担っていくものと考えてございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

6 番、三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

私の後に質問する方がいるということでしたので、これで終わりますけれども、いずれにせよ、やっぱり減税にこだわって、こういうふうに面倒くさくなったということは、もう当初から言われていました、国が、岸田内閣が。やっぱり、そうなれば、そこにきちっと国に物申すということも大事だし、529万円を町財政から出さなくちゃいけないというのは、本当にこういう点では、何とかほかの市町村とも協議をしながら、そういったことを進めてほしいということを申し上げて、私の質問は終わります。

議長（高橋拓生君）

ほかにございせんか。

2 番、千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

2 番の千葉多嘉男です。

58ページの3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、18節の定額減税補足給付金の529万円について詳細な説明をお願いします。

議長（高橋拓生君）

千葉税務課長。

税務課長（千葉数馬君）

こちらの内容につきましてでございますが、令和7年度に実施いたしました定額減税の補足給付金、いわゆる不足額給付金につきまして、制度要件の適用に誤りがございまして、本来、支給すべき一部の方を対象外としてしまったことが、昨年度の3月に判明したというようなところがございます。追加での給付の最終的な対象者につきましては129名で、金額につきましては529万

円となっております。

なお、今回の追加給付に係る財源につきましては、先ほども申したとおり、交付金の対象外となるため、町単独財源での対応をすることとなっております。

原因につきましては、対象者の抽出の際に、本来は「不足額給付2」の判定のみに使うべき要件を、「不足額給付1」の判定にも誤って使ってしまったものによるものでございます。このため、本来であれば対象となり得る方につきましても、一律対象外として扱ってしまったというものでございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

2番、千葉多嘉男議員。

2番（千葉多嘉男君）

先ほども、県内でも適用誤りにつきましては、平泉含めて2市町村のようですが、他の近隣市町村では、そういった誤りがなかったようなのですけれども、近隣市町村に制度内容について問合せなどはしたことはなかったのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉税務課長。

税務課長（千葉数馬君）

こちらの給付の判定等のいろいろ事務作業等におきましては、近隣市町村等にいろいろと情報共有をしながらといったようなところでは進めてきたところではございますが、県南の4市町において、そういったいろいろな確認を行いつつしたところではございますが、こういった誤りにつきましては、当町のみというような状況でございます。

議長（高橋拓生君）

2番、千葉多嘉男議員。

2番（千葉多嘉男君）

再発防止策、先ほど町長のお話にありましたけれども、再度、再発防止策についてお聞きします。

議長（高橋拓生君）

千葉税務課長。

税務課長（千葉数馬君）

再発防止策といったようなところではございますが、いずれにいたしても、単なる注意喚起だけでは、まだやっぱり不十分であるといったようなところでございますので、今回のような事業等につきましては、いずれ今回、やはり給付ごとの要件適用範囲を一覧化にするといったようなことや抽出条件と、その制度要件の対象を確認する工程などを設けるといったようなことと、また複数職員による確認を必須化にしていくといったような具体的な改善策を今後に取り組んで進めることが重要ではないかといったようなところでございます。

やはり一番は、そういった特にも制度解釈といったようなところが重要でございますので、そ

ういったところも複数の職員における共通認識といったようなところを今後、重点的にしていきながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

2 番、千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

今、再発防止策についてお話しされましたが、毎回、事務処理の誤りについて再発防止策として、チェック体制の強化と制度の解釈の徹底に取り組むなどの対策が示されておりますが、このような事案が毎回報告されるたびに、組織の中でのチェック体制強化が機能されていないのではないかと思わざるを得ません。このことについて、町長はどのように感じておりますか。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

ただいまご指摘のとおりであります。今回のこのことのみならず、昨年のお米券を配布するという時点でも、実は国からも各市町村に大臣の秘書官なる方から各市町村に電話があったと。例えば、平泉町で、もしお米券があったらどうするのかといったら、いや、うちのほうではお米券等でなく、いろんな多種多様に使えるような、そういうものにさせていただきたいと。都市とか、そういうところになれば、そういったお米券というのは大変ありがたい話だと思いますが、私、平泉の町長にお聞きしたいという話であれば、お米券のみならず広範に使える、ただし、一つだけお願いがあると。去年ですから、今回のこの事案後なのですけれども、やはりそれに事務的に携わるのは市町村の職員であると。そういった意味では、もっと分かりやすい、そういう仕組みでやっていただくと地元としても大変ありがたいし、そういったことに配慮しながら総花的に、総花的という言葉はあれですが、各自治体に同じような形で支給するという、その事務のもっと分かりやすい簡略化的なことをお願いしたいということをお願いした、そんな中で今回のこの給付も、この事案が国からの支援事業が始まったときに、いずれ以前も県内にあったわけがありますし、今回とは別の案件ですけれども、平泉町もその一つだったということも事実であります。今回も、先ほど課長の答弁にもありましたように、隣接する市町村とも、そして県ともその辺をしっかりと確認しながら誤りのないようにやってほしいということを、先ほど対策というのも、私も先ほど壇上でお話しさせていただきましたが、その辺のチェックをしっかりとしてほしいと。

ただ、結果として、こういった事案を招いてしまいましたことは、本当に返す返すも残念であります。この辺は、まず総務課長を先頭に各担当課長とも、ここに至るまでも、今回提案するまでも内部でお話しさせていただきましたし、今後の取り組み等も先ほどお話しさせていただいたとおりであります。いずれ、そういったことを繰り返すことのないように、言葉で言えば、いっそ同じではないかと言われますけれども、その辺をしっかりと取り組んでいかなくは、信頼回復というのではないものだというふうに思っております。

以上であります。

議長（高橋拓生君）

2 番、千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

この件について最後の質問になりますが、町財政が厳しい中で、町単独財源で529万円もの支出をするというわけですが、町長はこの件に関して監督責任をどのように考えているかお尋ねします。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

常に、監督責任は感じております。特に、別の事案と違って、今回の国のこうした給付事業に対する理解度の問題だというふうに、ある意味では思います。当然、私の責任を逃れることなく、皆さんにもご指摘、ご説明をさせていただいたところであります。やっぱり、そうした説明をきちっとし、いずれ今後の対策もしっかり話しし、提案し、そしてしっかり取り組んでいくということが、今の自分に最大限必要なことだというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

2 番、千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

59ページの4款衛生費、1項保健衛生費の4目水道費の18節負担金補助及び交付金の2つの項目、物価高騰対策水道基本料金相当支援補助金6万7,000円と水道事業会計補助金3,164万1,000円の内容についてお知らせ願います。

議長（高橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

物価高騰対策の水道料金減免事業の負担金の内容でございますけれども、まず6万7,000円のほうですけれども、奥州市水道へ料金支払いをする瀬原、森下地区の一部世帯を対象に水道料金を減免する分を給付する分として、10世帯分を計上しているところでございます。それで6万7,000円を計上しております。

次に、3,164万1,000円についてですけれども、一般家庭の上水道使用を対象に、水道料金の基本料金を6か月分減免するものでございます。2,385世帯で、6月使用分から11月使用分でございます。これの基本料金の減免額としまして3,164万1,000円を計上しているところでございます。

以上です。

議長（高橋拓生君）

2 番、千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

町内におきましては、上下水道及び簡易水道使用者以外の方で井戸水、沢水の自家水等を利用

している世帯もあることから、全世帯にこの恩恵が行き届くように、自家水利用者に対しましても、減免相当分の支援補助をすべきと考えますが、その辺の考えをお伺いします。

議長（高橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

自家水につきましては、水道料金が発生していないことから、減免の対象とはしていないところでございます。自家水の個々の使用状況、飲料水用や洗浄水用、負担の状況、沢水の使用やポンプの使用等、把握が難しいことから、本施設の中での対応は金額算定等が困難であると考えております。

議長（高橋拓生君）

2番、千葉多嘉男議員。

2番（千葉多嘉男君）

これも最後になります。

自家水の方も電気使用料とか、維持修繕費などの経費も支出されていることから、何らかの支援を行うべきと考えますが、再度、考えを伺います。

議長（高橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

給水区域内での自家水使用者の把握をしておりませんので、対象者を特定できない、特定することが困難であると考えておりますので、自家水については考えてございません。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

3番、大友仁子議員。

3番（大友仁子君）

まず初めに、先ほどの定額減税の件です。3月11日付で、ほかの市がそういう状況だったということが判明したということで、3月11日にそれが分かったということでしょうか。まず初めに伺います。

議長（高橋拓生君）

千葉税務課長。

税務課長（千葉数馬君）

議員おっしゃるとおり、その新聞報道によりまして、当課におきましても再確認したところ、こういった誤りが判明したというようなところでございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

3番、大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

その時点で分かったのであれば、令和7年度中であれば国からの支援を受けられたということですね、その辺どうでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

3月11日の時点で、当町でも把握したということで、その交付金の前後関係なのですが、今回のこの補足給付に関わる事業というのが、令和7年6月から12月まで実施する分ということになってございます。これの当町での実績を3月9日付で県に提出をしてございます。これで確定ということになりますので、3月11日時点では、その後、支出する分については、国の交付金の対象外ということになります。

議 長（高橋拓生君）

3番、大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

年度で、3月中にというわけではないのですか。

議 長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

3月中ということではなくて、6月から12月までの事業実施にかかった費用を国で負担をするということになります。

議 長（高橋拓生君）

3番、大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

分かりました。

もう一点です。59ページ、省エネ家電買換事業なのですが、今回3回目になります。令和5年度と令和6年度のまず実績について伺います。

議 長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

省エネ家電購入促進買換事業の中身でございますけれども、令和5年度の実績からでございますが、令和5年度が全体で166世帯、内訳としましては、エアコンが44世帯、冷蔵庫が78世帯、テレビが44世帯、合計166世帯でございました。それから、令和6年度でも同様の事業を実施しまして、こちらが全体で76世帯でございまして、エアコンが20世帯、それから冷蔵庫が30世帯、それからテレビが26世帯ということで、合わせまして76世帯という形での活用をいただいたというような状況でございまして、2か年合わせまして、242世帯の事業という形での実績というところで取りまとめてございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

3 番、大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

昨年度は、生活困窮者に対するエアコン 8 万円の助成がありました。それは何件でしょうか、実績。

議長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

令和 7 年度の生活困窮者向けのエアコン補助の事業でございましたが、令和 7 年度につきましては、19 世帯という実績でございました。

議長（高橋拓生君）

3 番、大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

省エネ家電なのですが、冷蔵庫とエアコンは省エネ率が 100% 以上という対象ですよ。テレビは 80% 以上となっています。そうすると、商品が結構高騰なのです。この事業は、富裕層向けではないかなと私は思っています。その辺はどうでしょうか。

議長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

家電製品の高騰化というところは、十分認識しているところではございますけれども、それぞれエアコン、冷蔵庫、テレビと、おおむね 10 年ぐらい耐用年数がございますので、そういった中で買換えをいただきまして、電気料金等、抑えていただくというようなところで長い目を見た形で、そういったところ費用対効果ではございませんけれども見ていただければと思っておりますし、毎年買うようなものでもないというようなところもございますが、引き続き奥州市、あと今年から一関市のほうでも、こういった省エネ家電の事業を開始しておりますので、そういった事業の実施状況とか、そういったところを踏まえながら、当町でもこういった形で進めていったらいいかといったところも引き続き検討してまいりたいとは考えてございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

3 番、大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

いずれ町民が気軽に利用しやすい、そういう施策をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

8 番、高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

大きく 2 つ伺いたいのですが、まず 1 つは、58 ページの同僚議員がそれぞれ質問していますが、定額減税補足給付金の補完給付に係る 529 万円の支出の件でございます。

今回のヒューマンエラーに伴って、一般会計から支出する補正予算として提案されているわけですが、このことに対して、町長からおわびはされましたけれども、このことに対する管理監督責任をどのように住民に示すのかと。このことについての言及が全くされませんし、提案もされていません。ご案内のように、公的資金は、住民からの信託に基づく税金によって支えられています。度重なる事務手続上のミスがその信頼を損なうことは、行政機関にとって決定的な、致命的な事象であります。度重なる事務処理をめぐる問題、これについて先ほど同僚議員の質問に対して、それぞれ担当課長や町長が答弁をされているわけですが、私は、そうした答弁で果たしていいのだろうかというふうに思います。

この間の本町におけるヒューマンエラーを見てみますと、もう既に、ガバナンスやコンプライアンス、このことが完全に崩れている。ガバナンスもコンプライアンスも地域社会におけるステークホルダーの確保や、あるいは企業倫理、行政事項を含めての不祥事の防止をする目的があるのですが、先ほどの答弁では、今回の定額減税補足給付については、国の制度の複雑さ、これがあつたと、それを理由にしている、こうした答弁がされました。

さらには、町長からは、その作業に携わるのは職員だと。全く自らの首長としての責任を自覚しようとしていないとも取れるような答弁がありました。そうすると、自治体首長の管理監督責任の範囲というのはどこに書いてあるかというところ、地方自治法の 148 条及び 154 条に明確に書いてあるわけです。住民の福祉の増進を図ることを基本として、4 項目の責任は首長に課せられているのです。今日のように、地方分権の時代にあつて、首長、町長の役割の重大性というのが増大をしているのです。首長、町長がリーダーシップを取って、町政運営をしっかりと行うことが望まれているのです。本来であれば、先ほど町長は行政運営上、重く受け止めていると発言されました。あるいは、今回の事象が残念であると、このようにも発言をしました。しかし、紹介したように、地方自治法の 4 項目の責任所在からいえば、首長の管理監督責任、責任の取り方と、このことを含めて議会に提案をして、審議に付すというのが度重なってきた本町の首長が取る態度ではないですか。

改めて聞きます。先ほど、町長が私の責任を逃れることなく対応すると、このように答弁されました。管理監督責任のその取り方について、町民にどのように見える形で表明をするのか、お答えください。

議 長（高橋拓生君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

先ほどの答弁、2 点だけちょっと違うのは、職員に転嫁したわけでもなく、また国の複雑な、そういった提案があつたときも、もっとこういうのを簡素化してやってほしいという要望をお話

しただけで、その責任を逃れるという、その最高責任としての責任は十分感じております。

いずれにいたしましても、これ以上、頭を下げ、そして今までもいろいろと今後の対応についてもお話しさせていただきましたが、今、議会が求めているのは、言うことは、それでもお話というか、頭を下げている、その内容は十分分かるけれども、実際、町長の監督責任をどう果たしていくのかということですが、さらに自分のその監督責任は形で出していきたいというふうに思っております。私の給与を2か月、2割カットという形で町民にお示しをしてまいりたいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

後ほど、今の答弁については質問させていただきますけれども、私は町長が職員に責任を転嫁しているというふうに言ったものではありません。そのようにも、聞き方によっては取れるという発言だといったわけです。そこは誤認されないようにお願いしたい。

そこで、次、伺いますが、補足給付として529万円を一般会計から持ち出しをするのだということなのですが、令和8年度の本町の一般会計の町民1人当たりの予算額は83万4,330円なのです。そういう中で、今回の持ち出しする金額は町民6人強に相当する額です。単純に言えば、地方自治法に定める住民サービスが行き届かない方が生じるということも、単純に見れば言えるわけです。

そこで、令和8年度の行政執行に当たって、町長が述べた令和8年度町長施政方針演述では、このように言っています。歳入では諸収入は減となる中、基金を取り崩して必要な財源を確保したと。歳入の確保が喫緊の課題であることから、新たな自主財源確保の仕組みを検討してまいりますと、このように述べました。そこを伺います。差し当たって、本来、支出の必要がなかった今回の529万円の支出をどのように補填をしようとしているのか、庁舎内討議の現状を伺います。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

まずは、私は財政担当課長でもあり、また人事担当課長でもあります。今般のこの定額減税補足給付金の算定誤りにより町民の皆様の信頼を損ね、多大なるご迷惑をおかけしましたことを重く受け止めまして、深くおわびを申し上げます。

今のご質問につきましては、従来、交付金で手当てされるべきものが財政調整基金からの繰り出し、繰入れというような形になりますので、これについては、今、申し上げた予算上もそのように措置するというございます。議員が今おっしゃられましたとおり、新たな財源確保に向けて、例えば予算編成の審議の際もお話ししたかと思いますが、ふるさと納税の強化でありましたり、それからクラウドファンディングの導入の検討とか、そういった様々な検討をしております。遊休資産の町有財産の有効活用、そういったこともありますし、それから何よりも財政改革ということで、無駄な事業費の削減といったようなものを併せまして、庁内一丸となっ

て、そのような行財政改革に努めておりまして、財政の健全化を目指していくというような形を取っております。今回の529万につきましては、直ちに、町財政に大きく影響するというものではございませんが、やはり公金の支出というようなことは、常日頃から職員には、そういう町民の皆様の税金から出しているというような、そういう強い意識を持って慎重に取り扱っていくというようなことがもちろん必要でございます。

先ほど、ガバナンスとかコンプライアンスというようなお話もございましたけれども、今回のケースについては、職員の怠慢ということではなくて、あくまでも制度の解釈のミスということで、先ほど税務課長が申し上げたとおり、この制度の理解、次から次と給付金事業が行われている中で、そういったものを十分に認識して、全庁挙げて再発防止策には取り組んでまいりますので、そのようにご理解賜ればというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

ここでお昼休みに入りました。このまま引き続き進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

結局のところは、529万円を今出したからといって直ちに町行政に影響はないのだと、こういう意識ですよ。我々議会や住民から見る意識とは極めて大きく乖離をしていると、こう言わざるを得ません。私は何と聞いたのですか。本来、持ち出す必要のない国の予算でやるべき529万円を町が持ち出しをしなければならないと、そのことに対して、持ち出すことに対してどのような補填をするかという庁内議論をされたのですかと聞いたのです。何がクラウドファンディングですか、何が行財政改革ですか。それをやるのだったら、町の中にあまたある補助事業、この補助事業の中で、既に当初の目的を達成して改めてやっていく必要のないような事業がいっぱいあるのではないですか、2億以上の補助金を出しているのだから。そういうのについて、今、手をつけていますとか、なぜそういうことを言えないの。何も529万出したからといって、直ちに町の行政に影響はないと、ふざけるのではないよと言いたいですよ、言葉は悪いですけども。

その上でお聞きをします。町長が施政方針演述で述べた新たな自主財源の確保の仕組み、これを検討すると。具体的に、成果物として、いつ出す予定にしていますか。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

今、新たな財源というようなお話は先ほど申し上げた、いろんな取り組みがございますので、もう既に本年度から取り組もうとしている内容については、例えば町営駐車場の料金改定であるとか、そういう新たな財源というようなものは検討しておりますので、いつまでというお話につきましては、来年度の歳入予算が見えていくまでの間に、できるだけ早期にというようなお答えにしかありませんけれども、そのように考えてございます。

そして、先ほど申し上げたところについて、語弊が、語弊といいますか、言い方がまずかったかもしれませんがけれども、先ほどその後の答弁でも申し上げたとおり、公金の支出が今回このような形で、従来、必要のない経費ということで支出されるということについては大変重く受け止めておりますので、その辺は改めてそのように答弁させていただきたいというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

8 番、高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

お言葉を返すようですが、そうすれば、平泉町の町有地を商工会に貸与しているところの取扱いを整理をしてくださいよ。なぜ、ああいうことをやっているのですか、これは公式の場で言ったことだからね、私が今。正式に結論を出してくださいよ。

次、伺います。

先ほど、町長が答えましたが、私の給与を2か月間、2割カットすると。我々は別に、町長や副町長の報酬を幾らカットしろなどという要求はすべき立場にはありませんから、するわけではないのですが、私は今回の529万円の補正の提案については、一旦撤回、取下げをして、改めて整理をして提案をしていただきたいと、このように思いますがその意志はございますか。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

先ほど、総務課長が答弁したように、今回の500万何がしのあれですけれども、これについては今年度の業務執行には問題ないということを行ったのではなく、今、直ちに様々な財源、その分の財源確保ということを内部でもいろいろ、当初私の施政方針の中でもお話ししたように取り組んでいるという内容のことであって、それはすぐどこがどうで、こういった事業が展開できなくなるという内容を指して言ったものではありません。

そして、後の分ですけれども、私は責任の所在をしっかりと見えていないのではないかなというように先ほどのご質問もありました。そういった意味では、やっぱり責任の所在をしっかりと出しながら、町民にも説明をしていくというのが大事なところだというふうに思っております。今、起きた事案を即3か月、2か月で、様々な施策を展開しているわけですから、そう簡単にこれはなしよ、これは進めるよというだけではなく、総合的に判断していかなくてはなりません。そういった意味で、議員各位のご理解を賜りたいというふうに思っております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

ここで、ちょっと暫時休憩いたします。少々お待ちください。

休憩 午後 0時07分

再開 午後 0時07分

議 長（高橋拓生君）

それでは再開いたします。

8 番、高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

すみません、先ほどの私の発言の中で、新たな自主財源の確保に関わる問題で、「町が商工会に貸与している」というふうに言いましたが、「町が観光協会に貸与している」ということの誤りでございますので、訂正をして、おわびをさせていただきたいというふうに思います。

続けて質問していいですか。

議 長（高橋拓生君）

お待ちください。

青木町長、どうぞ。

町 長（青木幸保君）

いずれ、この給付をとにかく早く届けたいというふうに思っております、議決をいただければ。そして、先ほど2か月、2割カットと言ったのは、もちろん議会から、議員からご指摘あってお話ししたのではなく、自らお話しした責任の取りようでありますから、ただ、この給付を速やかに行って、そういった時点で新たに議会に提案をし、議決をいただきたいというふうに考えております。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

ここで、暫時休憩としたいと思います。

（発言する声あり）

議 長（高橋拓生君）

最後までいきますか。では、進行させていただきます。

8 番、高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

今、町長から給付を速やかに行いたいのだと、その思いは分かりますよ。ですが、今まで本来給付すべき時期から何か月たっているのですか。自らの不祥事でもって行ったことを議会の議決に委ねるのですか。そんな無責任な話はないですよ。やっぱり、ここは一旦、提案をしたもののこの部分については取下げをするということが必要だというふうに私は強く訴えておきます。

次に、59ページの水道費に係る基本料金相当支援補助金の3,170万8,000円について伺います。

今回の事業によって、1世帯当たり1か月当たり減免される平均金額というのは2,123円です。よろしいのですか。

議 長（高橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

はい。今、議員おっしゃられたとおり2,123円でございます。1か月でございます。

議 長（高橋拓生君）

8 番、高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

本町の今年4月1日現在の世帯数は2,595世帯、そのうち町と水道供給契約をしていない世帯数は210世帯というふうに推計できるのですが、間違いないですか。

議 長（高橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

この計上した件数につきましては、物価高騰対策を検討した12月調定時での件数を計上しているところでございます。

議 長（高橋拓生君）

8 番、高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

質問の意味が分からないようなのですが、本町の4月1日現在の世帯数は2,595世帯と広報に載っています。町と水道供給契約をしていない世帯数は210世帯というふうに私は推計をしたのですが、間違いないでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

契約していない件数といたしましては、210世帯ということでございます。

議 長（高橋拓生君）

8 番、高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

では、本題に入ります。

租税平等主義というのがよく言われます。いわゆる税の公平性ということですが、法律上の根拠は、日本国憲法第14条第1項にあることはご案内のとおりです。全ての国民は法の下に平等であると。政治的・経済的・社会的にも差別されないと、このようにあります。私が言いたいのは何かというと、租税公平主義によって納税することのみが税の公平性ではなくて、この憲法を読み解くまでもなく、減税や普遍的な控除制度は全ての納税者に適用されると、そのことによってのみ公正さを総体的に担保できることになると、私はこのように思うのです。

そこで伺いますが、本町では、なぜ地下水をくみ上げて利用している世帯、いわゆる自家水道世帯を支給対象から除外したのか。先ほどの同僚議員の質問に対して、こう答えています。水道料金が生じているわけではないのだと。あるいは、町の給水区域以外の部分については把握できていないと、こういうことを言われました。決定まで、給水区域以外の住民の利用状況を調査しようという意思はあったのですか、なかったのですか。

議 長（高橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

給水区域外の自家水の使用実態についてでございますけれども、飲料水として使っているとか、そういうことになれば、保健所とかの連絡でそういう調査はできると思いますが、その沢水から直接、管で持ってきているところとか、そういった調査がなかなか難しいということでございますので、給水区域外のそういった箇所については、調査はしておりませんというところです。

議長（高橋拓生君）

8 番、高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

そこが、なぜ私が憲法14条1項をひもといて言ったかということにつながるわけですよ。税金を納めている国民は全て、納めることも、あるいは減税をされることも平等なのですと、憲法はこう言っているわけ。ところが、皆さんは、自家水や沢水を利用している住民については、調査は難しいと。そもそも調査をしようとしなかったというふうにしか読み取れない。

そこで、現実的な問題でお話しします。

長島に中鈴峯水道組合という組織があることは、町も承知しているというふうに思うのですが、この水道組合は41世帯が生活用水として利用しているわけです。年間約80万円の維持管理費が必要なのだそうです。昨年度の決算では、維持管理費が79万1,000円かかったと。そして、各世帯41世帯からの利用料収入というのは69万8,000円で、9万3,000円の赤字を余儀なくされているという実態があるわけですよ。なぜこういうところに手を差し伸べようとししないのですか、見ようとししないのですか、こういう町の実態をこういうところがあるということ。

そこで伺います。

行政として、上水道を利用していない今紹介したような水道組合、こうした組織だけでなく、いわゆる自家水道を利用している世帯の先ほど同僚議員も言いましたが、電気代をはじめとする維持管理費の実態を今後どのように把握して、手を差し伸べる必要があると考えるのか、あるいは考えていないのかお聞きをします。

議長（高橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

いずれ水道事業でございますので、そういった自家水の利用者の方については、そういった補助とか、そういったものは今のところは検討してございません。

議長（高橋拓生君）

8 番、高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

そういうのを本末転倒だと思うのですよ。水道基本料金相当使用補助金でしょう。それは何のためかと、物価高騰対策としてやるわけでしょう。では、紹介した中鈴峯水道組合の皆さんは、幾ら物価が上がっても物価高騰対策の一環としての支援を町から受けられないということな

のですか。だから、本末転倒だというのですよ。もう、これ以上やってもしょうがないから、次にいきますけれども。

ところで、県内の33の自治体がありますが、この自治体の中で物価高騰対策支援事業として、いわゆる地下水をくみ上げて利用している方など、自家水と言われるような世帯に対して、給付支援を実施している自治体があるのをご存じですか。

議 長（高橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

把握しておりません。

議 長（高橋拓生君）

8番、高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

実際に、対象事業として給付している自治体が県内にありますので、あえて名前は言いません、知っているけれども。調べてみてくださいよ。

次の質問に移っていきますが、もう時間が大分押していますから急ぎますが、今回の国からの交付金額は9,198万2,000円です。今回、提案されている補正予算の充当額は7,850万円です。差引1,348万2,000円が残っている。事務処理のヒューマンエラーによって529万円を国庫に戻して、一般会計からその金額を持ち出して給付すると。こういう事象を目の前にして、今ある交付金残高1,348万2,000円の範囲内で有効的な住民サービスのために投資をする。いわゆる中鈴峯水道組合や自家水道の方々に対して、そうした方々に住民サービスするために投資をすることは、住民や行政にとって国庫に金を返すのがいいのか、補助してもらうのがいいのか、あるべき姿を真剣になって考えてくださいよ。

そこで伺います。

今回の補正予算の提案ですので、やっぱりさっき言いましたように、一旦、提案を取り下げて、改めて紹介したような上水道との契約をしていない方々への支援を含めて検討されて、再提案することを求めますが、いかがですか。

議 長（高橋拓生君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

いずれ、ただいまご提案あった部分も、さらに中身を熟知していかなくてもなりませんし、そういう意味では、今、残っている一千何がしというのも、今後、改良区の水利費等々に運用していくこの秋口に向けて、それぞれのまた目的も検討させていただいておりますので、先ほどから、議員皆さんからお話いただいた部分については、さらに熟知、検討させていただきながら、その辺は、今後、提案してまいりたいと思いますので、今提案についてはご理解を賜りたいというふうに思います。

議 長（高橋拓生君）

8 番、高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

私が冒頭に、今回の事業で1世帯1か月当たり減免される平均金額をお聞きしたのと、町と上水道の供給契約をしていない戸数、世帯数を聞いたのは何のためだというふうに思いますか、お気づきになりませんか。今、町長はそういう答弁をされましたけれども、何のために私が国庫からの交付金残り1,348万2,000円があるということまで言ったのでしょうか。ぜひ、そういう指摘に思いをはせていただきたいと思います。

以上で、質問を終わります。

議 長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第27号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 少 数）

議 長（高橋拓生君）

起立少数です。

したがって、議案第27号は否決されました。

議案第28号、令和8年度平泉町水道事業会計補正予算（第1号）について担当課長の補足説明を求めます。

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

それでは、議案書63ページ、議案第28号、令和8年度平泉町水道事業会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

64ページをお聞きください。

令和8年度平泉町水道事業会計補正予算実施計画書。

項目同額の場合は目の補正額でご説明いたします。

収益的収入及び支出。

収入。

1 款水道事業収益91万7,000円、1 項営業収益、1 目給水収益2,212万6,000円の減、2 項営業外収益、3 目他会計補助金2,304万3,000円。

2 款簡易水道事業収益34万3,000円、1 項営業収益、1 目給水収益825万5,000円の減、2 項営

業外収益、3目他会計補助金859万8,000円。

収入合計126万円。

支出。

1款水道事業費用91万7,000円、1項営業費用、4目業務費91万7,000円。

2款簡易水道事業費用34万3,000円、1項営業費用、4目業務費34万3,000円。

支出合計126万円。

今回の補正は、物価高騰対応重点支援事業として、町水道使用者を対象に水道料金の基本料金を6か月分減免し、その減収入分について一般会計からの繰入れにより補填するものであります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第28号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 少 数）

議 長（高橋拓生君）

起立少数です。

したがって、議案第28号は否決されました。

お諮りします。

発議第3号、発議第4号、発議第5号及び継続調査の申し出が提出されました。これを日程に追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

発議第3号、発議第4号、発議第5号、継続調査の申し出を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議 長（高橋拓生君）

追加日程第1、発議第3号、総務教民常任委員会所管にかかる調査についてを議題といたしま

す。

本案について提出者の説明を求めます。

11番、総務教民常任委員長、升沢博子議員。

1 1 番（升沢博子君）

11番、升沢です。

発議第3号。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

提出者、議員、升沢博子。

賛成者、千葉多嘉男、同じく佐藤孝悟、同じく真竈光幸、同じく阿部圭二、同じく氷室裕史。

総務教民常任委員会所管に係る調査について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出します。

別紙について報告します。

総務教民常任委員会所管にかかる調査について。

1、高齢者福祉について。

上記について、総務教民常任委員会が調査を行う。

提案理由につきましては、議会審議に役立てるため。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

以上で、提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから発議第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 全 員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

議 長（高橋拓生君）

追加日程第2、発議第4号、産業建設常任委員会所管にかかる調査についてを議題といたしま

す。

本案について提出者の説明を求めます。

6 番、産業建設常任委員長、三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

三枚山です。

発議第4号。

令和8年5月8日。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

提出者、三枚山光裕。

賛成者、大友仁子、千葉勝男、高橋伸二、小埜寺享の各議員であります。

産業建設常任委員会所管にかかる調査について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

産業建設常任委員会所管にかかる調査についてであります。

1つ、社会基盤整備について。

2つ、農業振興策について。

3つ、観光・産業振興策について。

上記について、産業建設常任委員会が調査を行う。

提案理由、議会審議に役立てるため。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

以上で、提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから発議第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 全 員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

議 長（高橋拓生君）

追加日程第3、発議第5号、広報広聴常任委員会所管にかかる調査についてを議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

4番、広報広聴常任委員長、氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

4番、氷室です。

発議第5号。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

提出者、氷室裕史。

賛成者、大友仁子、升沢博子、阿部圭二、千葉多嘉男、小埜寺享。

広報広聴常任委員会所管にかかる調査について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出します。

広報広聴常任委員会所管にかかる調査について。

1つ、多様な広報広聴手段の調査について。

上記について、広報広聴常任委員会が調査を行う。

提案理由、議会活動のさらなる周知のため。

以上であります。

議 長（高橋拓生君）

以上で、提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから発議第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 全 員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

議 長（高橋拓生君）

追加日程第４、議会運営委員会の継続調査申し出についてを議題といたします。

本件について議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長、佐藤孝悟議員。

９ 番（佐藤孝悟君）

継続調査の申出書でございます。

本委員会は、所掌事務のうち次の事件について、委員の任期中の継続調査と決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

１、事件。

（１）本会議の会期日程等議会の運営に関する事項。

（２）議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項。

（３）議長の諮問に関する事項。

以上です。よろしくお願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

議会運営委員長から所掌事務のうち、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項等について委員の任期中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

本件は委員長の申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会の所掌事務のうち、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について委員の任期中の継続調査とすることに決定いたしました。

議 長（高橋拓生君）

以上で、本定例会５月会議に付議された全ての議案が議了いたしました。

閉議の宣言をいたします。

ご起立願います。

これをもちまして、令和８年平泉町議会定例会５月会議を閉じます。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 ０時３７分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 高橋 拓生

署名議員 氷室 裕史

同 阿部 圭二